

豪雨	事務事業名	会計管理事務事業	会計区分		一般会計					
			款項目コード(款-項-目)		02	—	01	—	03	
			所属課名		会計課					
主要な施策の成果(決算審査における主要施策)									(単位：千円)	
事務事業の概要										
市の収入及び支出に係る事務を適正かつ正確に行う。主な内容は次のとおりである。 ・歳出証憑の審査(毎日) ・定例(毎月10日、20日、月末)及び随時の支払いの事務処理 ・決算書の調製										
令和6年度予算額		令和6年度決算額		左の財源				翌年度への繰越額		不用額
				国県支出金		地方債		その他特定財源		一般財源
42,021		29,276		0		0		0		29,276
				0		0		0		12,745
＜主要な施策の概要＞						＜財源内訳＞				
預金口座振替手数料						1,684				
金融機関窓口収納手数料						3,529				
口座振替データ伝送サービス手数料						1,241				
公金振込手数料（令和6年10月～）						8,857				
OCR等公金収納データ作成業務委託						1,395				
口座振替データ伝送委託						1,518				
窓口業務等会計事務委託						9,790				
等										
今後の方向性 (該当欄を選択)		1 不要(廃止) 4 市による実施(規模縮小)								
		2 完了(終了) ● 5 市による実施(現行どおり)								
		3 民間実施 6 市による実施(規模拡充)								
今後の方向性の理由、 改革改善の取組等		更なる業務の効率化及び市民サービス向上を目的に、令和4年4月より会計課窓口での収納・還付及び会計課業務の一部を肥後銀行に業務委託し、民間実施している。 歳出証憑の審査や公金の管理業務については、会計管理者の権限に属するものであり民間実施できないことから、現行どおり実施する。 公金振込手数料の額は暫定的なものであり、今後金融機関や他自治体の動向を踏まえ対応を検討していく。								

豪雨	事務事業名	衆議院議員選挙事業	会計区分	一般会計			
款項目コード(款-項-目)			02	—	04	—	02
所属課名			選挙管理委員会事務局				
主要な施策の成果(決算審査における主要施策)(単位：千円)							
事務事業の概要							
衆議院の解散(令和6年10月9日)に伴う選挙執行経費。 本選挙は、小選挙区(熊本県第4区)及び比例代表(九州選挙区)のほか、最高裁判所裁判官国民審査が行われる。 ◎選挙期日:令和6年10月27日執行 ◎選挙運動期間:12日 ◎期日前投票期間:11日 ◎期日前投票所数:15 ◎投票区数:80 ◎ポスター掲示場設数:413 ①選挙事務の打ち合わせ ②ポスター掲示場の設置・維持・撤去 ③投票所入場券の作製 ④選挙公報の配布 ⑤選挙啓発 ⑥投・開票管理者、同職務代理者の選任及び告示、投・開票立会人の選任 ⑦開票管理者、同職務代理者の選任及び告示、開票立会人の選任 ⑧期日前投票及び不在者投票の実施 ⑨投・開票事務の実施 ⑩投・開票速報 財源は、県支出金(国財)で衆議院議員選挙委託金。							
令和6年度予算額	令和6年度決算額	左の財源				翌年度への繰越額	不用額
		国県支出金	地方債	その他特定財源	一般財源		
88,500	79,735	73,535	0	0	6,200	0	8,765
<主要な施策の概要>				<財源内訳>			
投票事務、開票事務、期日前投票事務等に係る時間外勤務手当		27,126		○県支出金			
投票管理者、投票立会人等の報酬		3,632		衆議院議員選挙委託金			
会計年度任用職員の給料・報酬等		4,063		(うち備品購入に係る財源5/9)			
選挙文具・啓発用品等の消耗品費		544					
印刷製本費(投票案内はがき、選挙人名簿抄本製本等)		1,173					
投票案内はがき等郵送料等		8,519					
啓発広報のための広告費		437					
選挙機器点検等の委託費		859					
選挙用ポスター掲示場作製・設置・保守・撤去委託費		8,636					
投票管理システムサポート業務委託費		3,087					
投票所、期日前投票所、開票所等の施設使用料		1,693					
備品購入費(選挙用機器購入)		12,863					
等							
今後の方向性 (該当欄を選択)		1 不要(廃止) 2 完了(終了) 3 民間実施 4 市による実施(規模縮小) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)					
今後の方向性の理由、 改革改善の取組等		・公職選挙法第5条に規定される事務であり、法定受託事務として市が管理を行うことになっており、他に委ねることはできない。					